

# 「愛媛県障がい者スポーツ魅力度向上推進事業企画運営業務」委託仕様書

## 1 適用範囲

本仕様書は、委託者が発注を予定している「愛媛県障がい者スポーツ魅力度向上推進事業企画運営業務」の企画提案及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者と協議の上、別途作成する。

## 2 業務名

愛媛県障がい者スポーツ魅力度向上推進事業企画運営業務

## 3 目的

県障がい者スポーツ大会では、毎年1,600人以上の選手が出場するなど多くの障がい者がスポーツ活動に参加していたが、長らく続いたコロナ禍により、参加者は大きく減少（令和5年度：600人）しており、障がい者のスポーツ意欲の低下や社会参加の停滞が叫ばれている。

そのような中、今年パリ・パラリンピック（令和6年8月28日～9月8日）の開催が予定されており、この好機を逃さず、高まった障がい者スポーツへの気運を後押しすることが重要である。

そこで、パリ・パラリンピック直後に陸上競技を中心とした一大イベントを人通りの多い松山市大街道を占有して開催し、県民にテレビでは感じられない迫力やかっこよさを生で体感してもらうことで、障がい者スポーツ全体の魅力を県民の心に深く刻むとともに、メディアやSNS等の活用による積極的な情報発信を通して、「障がい者スポーツ＝かっこいい」というイメージを定着させ、障がいへの理解促進を図ることを目的とする。

## 4 事業費（委託料）

5,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

## 5 委託期間

契約締結の日から令和6年10月31日まで

## 6 業務実施方針

本業務の趣旨、及び下記の基本方針を十分に考慮すること。

### (1) 「かっこいい」をコンセプトに

障がい者スポーツの魅力が存分に伝わるような演出や仕掛けにより、県民にテレビでは感じられない迫力やかっこよさを体感できるような内容とするとともに、イベントの盛り上げを図り、障がい者も健常者も共に楽しめ、魅力的と感じられるようなイベントとすること。

(2) インクルーシブなスポーツイベント

性別や年齢、障がいの有無に関わらず、誰もが気軽に参加できるイベントとすること。また、縁日要素（輪投げ、ヨーヨーすくい、射的等）やエンタメ要素を取り入れるなど、県民が気軽に来場できる雰囲気醸成すること。

(3) 積極的な情報発信

イベント開催に当たっては、メディアやSNS等を活用して多くの来場者が見込めるよう情報発信するほか、イベント終了後は、イベントの様子を撮影した動画等を活用し、メディアやSNS等の広報媒体を通じて、先進的な取組内容を積極的に情報発信し、愛媛県の障がい者スポーツのイメージ向上につなげること。

(4) イベント後の競技普及拡大

イベントの運営に当たっては、県内で活動している障がい者スポーツ団体を活用し、今後の競技の普及につながるものとする。

## 7 業務内容

下記に掲げる事業の実施に必要な一切の業務を行うこと。

開催条件は下記のとおりを想定するが、最終的には提案内容及び協議によって決定する。また、使用施設と県が提供する競技用具以外に必要な事項については、受託者で用意する。

○事業実施日：令和6年9月22日（日）

10:00～17:00（オープニングイベント 10:00～ 競技 11:00～）

○実施場所：松山市大街道

○使用施設：【会場】松山市大街道

【駐車場】松山市民会館西側管理広場、県庁西駐車場

○参加者：約1,050人（パラアスリート50人、体験者・観覧者1,000人）

(1) 企画

下記の内容を踏まえ、企画すること。

①実施競技

概ね以下の競技を取り入れた内容とすること。ただし、県または関係団体等との協議により、競技内容を変更することで障がい者スポーツの魅力が更に伝わると判断した場合には、この限りではない。

【競技内容】 ※（ ）内は主な対象者

- ・車いすレース（車いす）
- ・義足ラン・伴走ラン（義足、視覚）
- ・走り幅跳び（義足）
- ・走り高跳び（義足）
- ・400mリレー（車いす、義足、視覚、聴覚の混合）
- ・光るフライングディスク体験コーナー（健常者）
- ・ボッチャ体験コーナー（健常者）
- ・車いすレース体験コーナー（健常者）

- ・車いすバスケットボール フリースローまたは3 on 3（選手 vs 健常者）
- ・車いすテニス 打球スピード対決（選手 vs 健常者）

## ②競技以外のイベント

縁日要素（例：輪投げ、ヨーヨーすくい、射的等）やエンタメ要素を取り入れるなど、参加者だけではなく見学者も皆が楽しめるイベントとすること。

## ③情報発信

本イベントが紹介できる10分程度の映像（イベント当日の様子も含む）を作成し、テレビなど独自の発信チャンネル等により積極的に情報発信を行うこと。なお、映像は愛媛県YouTube公式チャンネル等に掲載するため、県の申し出により無償でのコンテンツの二次利用を認めること。

## (2) 運営

- ① 実施競技の運営に必要な人員を確保すること。その際、県内で活動している障がい者スポーツ団体である一般財団法人愛媛県陸上競技協会や愛媛県障害者フライングディスク協会などに競技運営の主な役割を担ってもらうこと。
- ② 会場設営は受託者で行うこと。その際、参加者等に配慮した動線を確保すること。（通路、段差、スロープ等）
- ③ 参加者が休憩できるスペースを確保、設営すること。
- ④ 障がい者等へ配慮し、参加者が安全に楽しめるイベントとなるよう必要な人員等を配置すること。（手話通訳者、要約筆記者、医師等）
- ⑤ イベントで使用する会場周辺施設等の安全管理を行うこと。

## (3) 独自提案

障がい者に対する普及・振興につながるような企画の提案も可能とする。

## 8 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書を基に、広報手段やイベント内容等の具体的な業務内容について委託者と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、委託者の検査を受けること。
- (3) 委託者は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 委託者は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

## 9 再委託の可否

原則として、受託者は業務を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託の業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて委託者に報告し、必要と認められた場合はその限りではない。

## 10 成果の帰属及び秘密保持

### (1) 成果の帰属

本業務で得られた成果は、原則として、委託者に帰属する。

### (2) 秘密保持

- ① 本業務に関し、受託者から委託者に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- ② 業務に関し、受託者が委託者から受領又は閲覧した資料等は、委託者の了解なく公表又は使用してはならない。
- ③ 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

## 11 その他

業務の実施に当たっては委託者と協議を重ねながら実施するものとする。